5　パラグアイ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してパラグアイ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパラグアイ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　パラグアイ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパラグアイ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してパラグアイ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してパラグアイ共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してパラグアイ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8　パラグアイ共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びパラグアイ共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　パラグアイ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をパラグアイ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のパラグアイ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年六月三十日にアスンシオンで

パラグアイ共和国駐在

日本国特命全権大使　渡部和男

パラグアイ共和国

外務大臣　エクトル・ラコニャタ閣下

（パラグアイ側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をパラグアイ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のパラグアイ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年六月三十日にアスンシオンで

パラグアイ共和国

外務大臣　エクトル・ラコニャタ

パラグアイ共和国駐在

日本国特命全権大使　渡部和男閣下

○厚生労働省告示第四十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人沖縄県環境科学センターについて、平成二十三年一月十八日をもってその代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名
福村　圭介	翁長　助裕

○厚生労働省告示第四十四号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十三年三月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB．t．Cry34／35Ab1 Event DAS―59122―7系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMON810系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB．t．Cry34／35Ab1 Event DAS―59122―7系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB．t．Cry34／35Ab1 Event DAS―59122―7系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMON810系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
なたね	除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔性セイヨウナタネＭＳ８と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネＲＴ73を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社